

⇨ 退職した場合の確定申告

Q : 私は昨年11月、出産を機に10年間勤めた会社を退職し、今年に入って退職金を受け取りました。昨年分の所得税額について、医療費控除による還付を受けようと考えていますが、退職金も含めて申告することができますか？なお、退職金については、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しています。

A : 退職金は、退職の日に受け取ったとみなされますので、あなたが今年受け取った退職金も昨年の所得とみなされ、平成15年分の確定申告に含めることができます。

【解説】

退職に際して勤務先から支払われる退職金は、退職所得として課税されます。退職所得の収入金額は、退職金の受け取り日ではなく、原則として、実際に退職した日に計上されます。したがって、あなたは今年退職金の支払を受けたということですが、実際に退職したのは昨年ですから、昨年分の退職所得として確定申告することになります。

また、退職所得に対する所得税については、「退職所得の受給に関する申告書」を提出していれば、源泉徴収によって納付が完結し、改めて確定申告をする必要はありません。しかし、退職所得の源泉税額を計算する際は、医療費控除などの所得控除や定率減税が考慮されていませんから、他の所得が少なく控除しきれない所得控除がある場合や、他の所得に対する税額が少なく定率減税が満額適用されていない場合などには、確定申告することにより税額の還付を受けることができます。

